

福祉避難所の開設・運営方法の見直し(拡充)について

近年の災害・台風接近時における避難所の開設・運営の経験等を踏まえ、指定福祉避難所(以下、「福祉避難所」)の開設・運営方法について、福祉施設から協力を得ることを前提に見直し(拡充)を進めていますので、下記のとおり報告します。

記

1. 福祉避難所の現状について

本市は、指定一般避難所(以下、「一般避難所」)では避難生活が困難な高齢者や障がい者等(以下「要配慮者」という。)の避難のため、現在35か所の福祉施設等を福祉避難所として指定しています。

この福祉避難所は、二次的な避難所として位置づけ、避難方法は、①要配慮者は、まず一般避難所に避難し、②一般避難所において市職員が福祉避難所に移動する要配慮者の優先順位づけを行い、③それに従い要配慮者は福祉避難所へ移動する(家族等の介護者も同行。)こととし、運営は市職員が行うこととしています。

これまでに福祉避難所を開設した実績はありませんが、一般避難所の開設・運営の経験やより安全な避難先の確保の観点等から、次のことについて対応が必要と考えています。

- ① 特に障がい者及びその家族等から普段から通い慣れている施設へ直接避難したいという声があること。
- ② 要配慮者への介護など適切な対応を行うため、開設する福祉避難所が福祉施設である場合は当該施設職員の運営参加が望ましく、そのための事前の取り決め(業務内容、費用負担等)が必要となること。

2. 上記を踏まえた福祉避難所の開設・運営方法の見直し(拡充)について

福祉避難所の開設・運営について、上記の現状を踏まえつつ、市内の高齢者施設及び障がい者施設からも意見聴取を行い、次の2点を追加することとします。

- ① 福祉避難所(二次避難型)に加え、要配慮者が普段から通い慣れた福祉施設へ直接避難できる福祉避難所(直接避難型)を新たに設ける。
- ② 福祉施設に設置する福祉避難所(直接避難型、二次避難型)は、開設・運営を当該福祉施設の職員が行う。

福祉避難所(直接避難型、二次避難型)の概要は次の表のとおりであり、現状と見直し(拡充)後の「要配慮者の避難のイメージ」は次ページのとおりです。

今後、直接避難型、二次避難型それぞれについて承諾を得た福祉施設との間で協定を締結するとともに運営マニュアルを作成・共有します。また、直接避難型への避難を事前登録された方については、要配慮者の避難プラン(避難行動要支援者個別避難計画)に反映していくこととします。

○福祉避難所の開設・運営方法の見直し(拡充)の概要

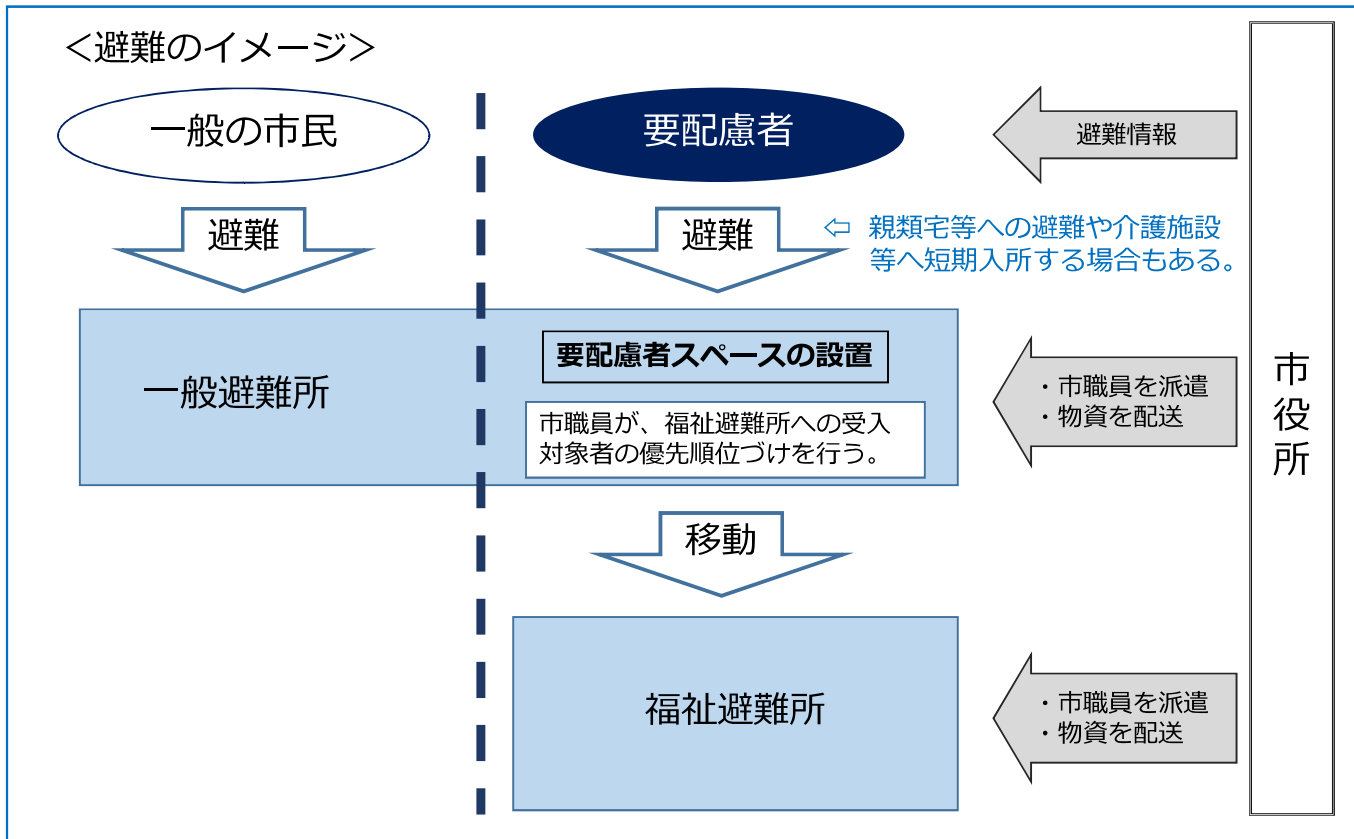
	福祉避難所(直接避難型)	福祉避難所(二次避難型)
対象施設	通所系施設(ただし宿泊対応が可能な施設)	福祉避難所(二次避難型)に指定される福祉施設(主に入所系施設)
避難者	当該施設の利用者であり避難先として事前登録した要配慮者及び家族等の介護者 ※事前登録する方の考え方については、市から提示する。	現状どおり(一般避難所では避難生活が困難であり、福祉避難所への移動が望ましい方として市が優先順位づけを行った要配慮者及び家族等の介護者)
開設・運営	当該施設職員による開設・運営	
業務内容	避難スペースの設営及び寝具等の提供(必要物資は市から施設へ提供) 必要に応じて、介護や生活の支援及び食事の提供	
費用負担	災害救助法における実費弁償の基準を基本として市が負担	

※ 福祉避難所(直接避難型)への避難者として事前登録する方の考え方

- ・介護や特別な配慮が必要などの理由により一般避難所での避難生活が困難であり、施設(福祉避難所)での避難生活は可能と判断される方であること。
- ・施設が、心身の状況や介護の必要度を把握できている方であること。
- ・住居での被災リスク(土砂災害(特別)警戒区域内、浸水の危険があり、屋内安全確保が困難等)が高い方を優先すること。

要配慮者の避難のイメージ

要配慮者の避難（現状）



要配慮者の避難（見直し（拡充）後）

